

mont-bell CLUB MEMBER'Sカードセゾン特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社モンベルと提携して、モンベルの関連会社(以下「運営会社」という)の運営する商業施設の利用者向けに発行するクレジットカードをmont-bell CLUB MEMBER'Sカードセゾン(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

運営会社が運営するモンベルクラブ(以下「クラブ」という)の会員のお客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し、本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。なお、本カードはクラブの会員証を兼ねるものとします。

第3条(年会費)

会員には、クラブの年会費及びその消費税(以下「クラブ年会費」という)を本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。なお、クラブ年会費は、本カードをご解約または会員資格を取り消された場合でもお返し致しかねます。

第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑩クラブ年会費のお支払いがないとき。

(7)会員のご都合で本カードを解約された場合、または会員が(1)により本カードの会員資格を取り消された場合でも、自動的にクラブの会員資格を取り消されるものではありません。

第5条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。